

杉並区立桃井第一小学校いじめ防止基本方針(改定)

令和6年8月の杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定を受け、これまで以上に児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、今後のいじめ防止対策を一層総合的且つ効果的に推進することを目的として以下のとおり基本方針を改定します。

1 いじめの定義

法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、相手の行為により児童が心身の苦痛を感じるものをいじめという。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 本校のいじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校、どの児童にも起こり得るものという認識の下、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決を図る。

- いじめを許さないという教職員の意識向上を図るとともに、組織的に且つ迅速に対応できる校内体制を整える。
- 道徳科や人権教育、情報モラル教育等全ての教育活動において、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できる児童を育成する。
- 家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめ問題の未然防止、早期発見、事案対処に向けた取組を進める。

3 本校におけるいじめ防止などに関する取組

(1) いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)の設置

本校では、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー、その他必要と認める者を構成員として委員会を設置する。

(2) 未然防止に向けた取組

本校ではいじめの未然防止に向けて、下記の取組を計画的に行う。

- ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進
- ・年3回以上の「いじめに関する授業」を実施
- ・年3回以上の校内研修の実施
- ・情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実

(3) 早期発見・事案対処に向けた取組

いじめに関するアンケートを年3回実施し、実態調査を行う。いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、委員会を招集し事案について事実確認を行い、対応を決め速やかに解決を図る。

教職員のいじめ防止に向けた対応能力の向上を図るため、「いじめ対応マニュアル」を活用し、アンケート実施の

時期に合わせ専門的知識を有するスクールカウンセラーを講師に研修会を実施する。「いじめ発見チェックリスト」等を活用し、児童の実態把握を行うことで未然防止に向けた対応能力の向上を図る。

実態調査結果を基に、委員会において事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。計画を着実に実施できるように、副校長、生活指導主任が委員会をマネジメントする。解決まで適宜、委員会を開き、迅速に対応する。

(4) 記録の作成・保存

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間の経過するまでは適切に保存する。

4 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱わせるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

5 いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態とは、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(1) 重大事態の定義

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生の報告

いじめの重大事態が発生したときは、直ちに済美教育センター教育SATに一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会へ提出する。

イ 資料の収集・整理

いじめ重大事態が発生したときは、学校が定期的に行っているアンケートや教育相談の記録、委員会の会議録及び学校の対応記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

エ 調査結果等の報告と提供

調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童やその保護者に説明する。

オ 調査結果を踏まえた対応

学校は、調査の結果をふまえて、被害児童への支援や加害児童への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。